

消 防 安 第 5 0 号  
消 防 危 第 5 3 号  
平 成 1 7 年 3 月 2 2 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

### 火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成17年3月22日総務省令第34号）が公布され、燃料電池発電設備が新たに対象火気設備等として位置付けられたこと等に伴い、現行の「市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日付自消甲予発第73号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 第1 燃料電池発電設備に関する事項

燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は溶融炭酸塩型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。）を新たに火を使用する設備として定めたこと。

また、燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池による発電設備のうち火を使用するものに限る。）のうち、出力10キロワット未満の固体高分子型燃料電池発電設備であって、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための有効な措置が講じられたものは、屋外において建築物から3m以上の距離を保有すること等を要しないこととしたこと。（第8条の3関係）

#### 第2 内燃機関を原動力とする発電設備に関する事項

略

#### 第3 火を使用する設備に付属する煙突に関する事項

略

#### 第4 住宅用防災警報器等の設置免除に関する事項

略

#### 第5 少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに関する事項

略

## 第6 火を使用する設備等の設置の届出に関する事項

燃料電池発電設備については、消防署への設置の届出を要することとしたこと。

なお、固体高分子型燃料電池発電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備のうち、出力10キロワット未満であって、その使用に際して異常が発生した場合において安全を確保するための措置が講じられたものは、設置の届出を要さないこととしたこと。(第44条関係)

## 第7 罰則の規定に関する事項

略

## 第8 その他

1 施行期日は、平成17年10月1日としたこと。

ただし、次の(1)から(3)に掲げる改正規定については、(1)から(3)に掲げる日から施行することとしたこと。(附則第1条関係)

(1) 略

(2) 略

(3) 略

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、改正後の火災予防条例(例)(以下「新条例」という。)第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととした。(附則第2条関係)

3 略